

令和4年度危険物安全週間

【危険物安全週間の目的】

危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。

このため、事業所等における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、住民の皆さまに対して危険物に関する意識の高揚と啓発を図ることとしたものです。

【期間】

令和4年6月5日(日)から6月11日(土)まで

【推進標語】

『一連の 確かな所作で 無災害』

【くらしの中の危険物】

★危険物とは消防法で定められているもので、次のような危険性をもった物品を言います。

- 火災発生の危険性が大きい
- 火災拡大の危険性が大きい
- 消火の困難性が高い

★私たちの身近な危険物には、ガソリン、灯油、油性の塗料等がありますので、取扱いには十分注意し、次のような保管方法としてください。

- 火気のない場所
- 換気の良い場所
- 日の当たらない冷暗所

★一般住民の方でも危険物を下記の数量以上保有すると、宮津与謝火災予防条例により少量危険物規制の対象となります。必要以上の保有はお控えください。

規制数量：ガソリン・・・40ℓ / 軽油、灯油・・・200ℓ

※ガソリンを携行缶で購入される方へ

適切な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成することが義務付けられました。

(令和2年2月1日施行)